

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
津山市	加茂・阿波地区	令和3年3月31日	令和6年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	881ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	453ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	243ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	140ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	12ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	47ha
(備考) 転出して長い者、法人等組織が該当する年齢不明の農地面積がおおよそ2ha存在する。	

注1:④についてはR5年度までの中心経営体に登録があったもののデータになります。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、加茂・阿波地区では93ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内において現在の中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>■担い手について (齋野谷、倉見以外の地区) 地域の話合いの結果に従うことを基本方針とする。</p> <p>(齋野谷地区) 入作を希望する担い手の受入を促進と、自身も所属する営農組織や農業法人を立ち上げ、その組織で農地を管理することを基本方針として想定している。</p> <p>(倉見地区) 自身も所属する営農組織や農業法人を立ち上げ、その組織で農地を管理することで対応し、自身も所属する営農組織や農業法人を立ち上げ、その組織で農地を管理していただくことを基本方針に想定している。</p>
<p>■作物の作付について (齋野谷、檜井以外の地区) 地域の話合いの結果に従う事を基本方針とする。</p> <p>(齋野谷地区) 行政、JA等の農業関係機関の方針、計画に合わせるが、希望として地区全域で水稻の耕作を行うと共に土地利用型作物での転作を進めることを基本方針として想定している。</p> <p>(檜井地区) 平地で土地利用型の作物の作付を行い、山側では園芸作物への転換を進めることを基本方針としている。</p>
<p>■基盤整備について (小中原、齋野谷以外の地区) 地域の話合いの結果に従うことを基本方針としている。</p> <p>(小中原地区) 基盤整備については行わず、現在の状態を維持することを基本方針としている。</p> <p>(齋野谷地区) 農地の大区画化や汎用化を目的とした基盤整備を行い、中心経営体への農地の集約と、園芸作物の栽培を推進するため、ハウス整備や灌水設備の整備を基本方針として想定している。</p>

注1:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 対象地区内において今後中心となる経営体への農地の集約化に関する方針

今後中心となる経営体の地域における現状

①地区内の耕地面積	881ha	
②アンケート回答面積	453ha	51.42%
③60歳未満の農業者の耕作面積	35ha	7.73%
④60歳以上で後継者が60歳未満の農業者の耕作面積	195ha	43.05%
⑤今後中心となる経営体の耕作面積(③+④)	230ha	50.77%

※割合はアンケート回答面積を分母で計算したもの

■担い手について

(齋野谷、倉見、原口、下津川以外の地区)
地域の話合いの結果に従うことを基本方針とする。

(齋野谷地区)
入作希望の担い手の受け入れ、また自身も所属する営農組織などを立ち上げることで管理を続けていく方針を想定している。

(倉見地区)
自身も所属する営農組織などを立ち上げることで管理することを基本に、状況に応じて入作を希望する担い手の受入を促進するという方針を掲げている。

(原口地区)
原則として中間管理機構に貸し付ける方針を掲げている。

(下津川地区)
地域内住民のみで耕作を継続する、また地域の話合いに従うことを基本方針としている。

■作物の作付について

(齋野谷、倉見、原口、行重、檜井、成安以外の地区)
地域の話合いの結果に従う事を基本方針とする。

(齋野谷地区)
地区全域で土地利用型作物での転作(麦、飼料作物など)を進めると同時に平地では土地利用型作物を作付し、山側では園芸作物に転換を進める方針を想定している。

(倉見地区)
地区全域で水稲を作付するという方針だが、その意向は一部であり、多くが今後の取組を決めていない状況である。

(原口地区)
地区全域で水稲を作付するという方針を掲げている。

(行重、檜井地区)
平地では土地利用型作物を作付、山側では園芸作物への転換を基本方針とし、状況に応じて地域の話合いの結果に従うとしている。

(成安地区)
地区全域で水稲を作付又は地域の話合いの結果に従うという方針を想定している。

■基盤整備について

(小中原、齋野谷、倉見、原口、行重、檜井、成安以外の地区)
地域の話合いの結果に従う事を基本方針とする。

(小中原、成安地区)
基盤整備は行わず、現在の状態を維持する方針だが、状況に応じて地域の話合いの結果に従うとしている。

(齋野谷地区)
農地の大区画化・汎用化の基盤整備を行い、中心経営体に農地を集約、または園芸作物の栽培を推進するため、ハウス整備や灌水設備の整備を基本方針として想定している。

(原口地区)
園芸作物の栽培を推進するため、ハウス整備や灌水設備の整備を基本方針として想定している。

(行重、檜井地区)
農地の大区画化・汎用化の基盤整備を行い、中心経営体への農地の集約を基本方針としており、状況に応じて地域の話合いの結果に従うとしている。

5 3並びに4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、2,257筆、176.65haとなっている。

■農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

■基盤整備への取組方針

原則として、従来そのまま耕作を続け、新たに基盤整備を図る予定はないが、地域の要望に合わせて、農地の大区画化・汎用化並びにハウス整備や灌水設備の整備等の基盤整備を行い、農地の利用の効率化と農家の収益性の向上を図る。

(参考) 農地の貸付け等の意向

	農地の所在(大字)	貸付希望筆数(筆)	貸付希望面積(ha)
1	加茂町物見	101筆	5.45ha
2	加茂町河井	25筆	1.27ha
3	加茂町山下	37筆	1.20ha
4	加茂町知和	64筆	5.35ha
5	加茂町青柳	154筆	11.95ha
6	加茂町塔中	45筆	3.21ha
7	加茂町小中原	8筆	0.79ha
8	加茂町齋野谷	40筆	3.98ha
9	加茂町戸賀	50筆	4.71ha
10	加茂町黒木	75筆	5.07ha
11	加茂町倉見	36筆	2.57ha
12	加茂町宇野	232筆	22.24ha
13	加茂町原口	67筆	7.09ha
14	加茂町行重	124筆	10.86ha
15	加茂町櫓井	79筆	7.85ha
16	加茂町百々	51筆	3.47ha
17	加茂町中原	105筆	7.48ha
18	加茂町成安	220筆	17.56ha
19	加茂町下津川	80筆	6.00ha
20	加茂町公郷	333筆	26.49ha
21	加茂町桑原	69筆	4.26ha
22	加茂町小淵	21筆	2.15ha
23	阿波	241筆	15.63ha
	合計	2,257筆	176.65ha